

(2) 岐阜県

ア これまでの孤独・孤立関連の取組

岐阜県では、従来から貧困対策、自殺予防、ひきこもり支援、虐待・家庭内暴力の防止等に向け、相談支援、就労支援、生活支援等の対策を実施してきた。

岐阜県がこれまで実施してきた主な取組は以下のとおりである。

4-2-1 岐阜県がこれまで実施してきた孤独・孤立に関連する取組の一部

相談支援	自殺予防の LINE 相談窓口、DV 被害者向け相談窓口、いじめ電話相談窓口等
就労支援	ひとり親への就労支援、若者の自立・就労支援 等
生活支援	生活困窮者への自立支援・貸付支援、高齢者や障がい者向け日常生活自立支援等

2021（令和 3）年度からは孤独・孤立に対応するため、岐阜県孤独・孤立対策庁内連携会議を設置した。同会議は関連する事業を所管する庁内 25 課²（知事部局・教育委員会・警察本部）で構成され、国の動向等を共有しながら連携を図ってきた。

また、岐阜県下の市町村とも定期的に意見交換会を実施し、同様に国の動向等を共有しながら連携を図ってきている。

上記に加え、2021（令和 3）年度からは市町村や NPO 等へのヒアリングを実施し、現状の孤独・孤立対策の課題の洗い出しを行うとともに、孤独・孤立に関連する各種支援策、相談窓口一覧の県ホームページへの掲載等を進め、孤独・孤立対策を進めてきた。

イ 孤独・孤立対策に取り組むきっかけ

岐阜県が孤独・孤立対策に取り組む主なきっかけは 2 つある。

1 つ目はコロナ禍において孤独・孤立問題が深刻化したことである。コロナ禍において、自殺者や生活困窮者の増加が顕著となっている。岐阜県では、2021（令和 3）年の県内自殺者数が、2014（平成 26）年以降、7 年ぶりに増加した。

² 【知事部局】

清流の国推進部：地域振興課、外国人活躍・共生社会推進課

環境生活部：廃棄物対策課、県民生活課、私学振興・青少年課、人権施策推進課

健康福祉部：保健医療課、薬務水道課、地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、子ども・女性局男女共同参画・女性の活躍推進課、子ども・女性局子育て支援課、子ども・女性局子ども家庭課

商工労働部：労働雇用課、産業人材課、観光国際局国際交流課

農政部：農産物流通課、農業経営課

都市建築部：住宅課

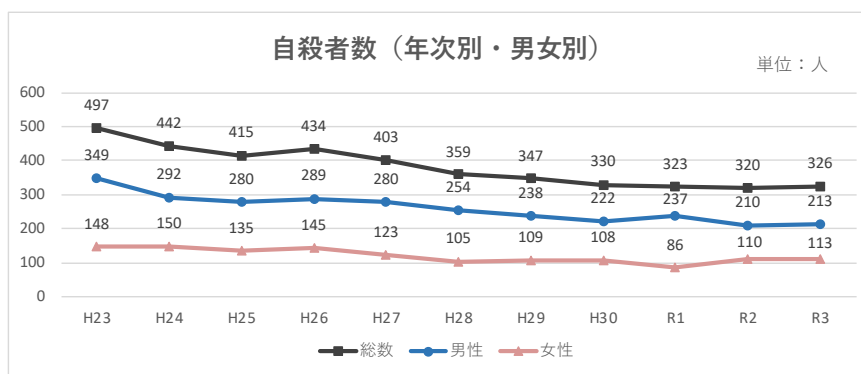
【教育委員会】

教育委員会事務局：教育財務課、学校安全課

【警察本部】

総務室広報県民課、生活安全部生活安全総務課、地域部地域課

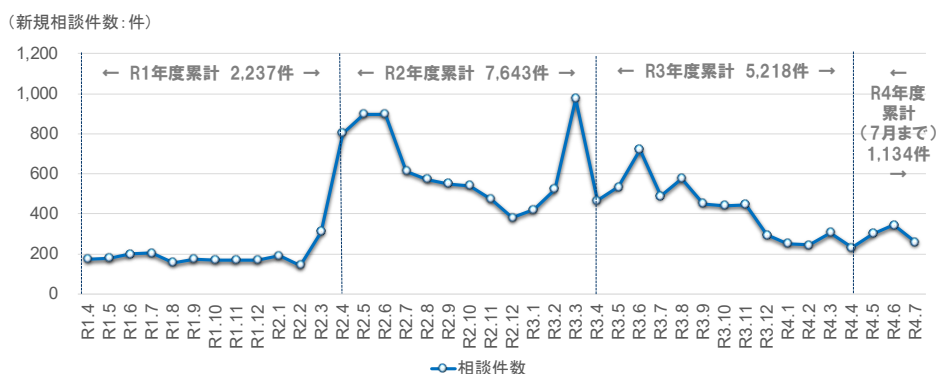
4-2-2 岐阜県の自殺者数の推移



(出所) 岐阜県資料

また、生活困窮に関する自立相談支援窓口への相談件数が、2019（令和元）年度と比較して2020（令和2）年度は約3.4倍、2021（令和3）年度は約2.3倍に増加し、高止まりの傾向にある。

4-2-3 生活困窮者自立相談支援窓口 新規相談件数（岐阜県全体）



※相談窓口は市の場合は各市又は市社会福祉協議会等、町村の場合は県社会福祉協議会。

(出所) 岐阜県資料

上記のとおり、コロナ禍において、自殺者や生活困窮者の増加が顕著となっている。

また、コロナ禍でのステイホームやソーシャルディスタンス等により人と人が触れ合う機会が減少したため、どこにも相談できず一人で悩みを抱えることとなり、外部から見えにくい孤独・孤立に陥る人がさらに増加することも懸念される状況にある。

2つ目は、県庁内において、孤独・孤立対策の推進に向け、行政とNPO等の民間支援団体の効果的な連携が必要であるとの認識が高まってきたことである。岐阜県では、これまでも県庁内や市町村とは一定の連携が図れてきた一方で、NPO等の民間支援団体とは個々の分野においてはつながりがあるものの、孤独・孤立対策の観点からは有機的な連携ができていなかった。これまでの取組やNPO等の支援団体へのヒアリング等を通して、行政、NPO等支援団体が効果的に連携して支援を行うためには、活動内容や取組課題について相互理解を促進すること、支援分野、支援対象、支援地域間で横断的な支援情報を共有すること、地域住民の理解を深めるための情報発信を行うこと等が必要であるとの認識が高まった。そこで岐阜県がリーダーシップを取り、岐阜県と県下の市町村、NPO等民

間支援団体とが連携し、県内における孤独・孤立対策を推進する基盤を構築するために、岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設立することとした。

ウ 連携プラットフォーム設立に向けた取組

連携プラットフォームの目指す姿、機能、組織形態、体制、連携プラットフォーム設立手順、設立にあたっての課題と工夫を整理した。

(ア) 連携プラットフォームの目指す姿

岐阜県では、上述の問題認識の下で連携プラットフォームを設立することにより、県、市町村、NPO等支援団体間の相互理解を図りながら効果的に連携して孤独・孤立問題への取組を進めていくこととした。

目指す姿の設定にあたっては、関係課やNPO等の支援団体へのヒアリングを実施し、そこでの指摘を踏まえて検討を進めた。ヒアリングで指摘されたプラットフォームに求められる機能は下記のとおりである。

4-2-4 ヒアリングで指摘された連携プラットフォームに求められる機能

県、市町村、NPO等の支援団体の連携強化

- ✓ 県、市町村等の行政機関とNPO等の民間支援団体の間での相互理解を促進し、活動内容や取組課題を共有することで、連携事業の実施を推進。
- ✓ NPO等の民間支援団体間のネットワークを強化し、孤独・孤立に関する様々な問題に悩む人に対して複合的な支援を提供。属人的になりがちな民間支援団体間のネットワークを強靱化。
- ✓ 市町村等の基礎自治体単位での対応にとどまらない課題に、自治体間で連携してより広域のエリア（5圏域等）で対応。県がエリアごとに基礎自治体や支援団体を取りまとめた活動基盤を提供。

孤独・孤立に係る横断的な情報の共有

- ✓ 孤独・孤立に関する様々な問題に悩む人に対して複合的な支援を提供するために、関係する行政機関及び支援団体間での分野横断での情報共有の促進。
- ✓ 年齢等に応じて支援を担当する行政部局や支援団体が変わり、所管課、所管団体が変わることで支援情報が分断されて非効率。情報のシームレスな引継ぎを可能にすることで、効果的、効率的な支援を実現。
- ✓ 孤独・孤立に悩む人の転居時等に移転元と移転先での支援の引継ぎを効率化。

情報発信

- ✓ 自殺や引きこもり、生活困窮等の様々な問題を孤独・孤立というテーマで包括的に発信することにより、県民の孤独・孤立に関する関心を喚起し、理解を深める。

ヒアリング結果等も踏まえて検討された連携プラットフォームの設立の目的は大きく3点である。

1点目は、県、市町村、NPO等の支援団体間の連携強化である。県や市町村等の行政機関とNPO等の民間支援団体の間での相互理解を促進し、各々の活動内容や取組課題を共有することで連携した事業の実施を推進することに加え、NPO等の民間支援団体間のネットワークを強化し、様々な問題に悩む人に対して連携した支援を提供すること等を目指す。

2点目は横断的な情報共有である。孤独・孤立に関する様々な問題に悩む人に対して連携した支援を提供するため、関係する行政機関及び支援団体間での分野横断での情報共有を促進する

とともに、国や県が発信する情報の共有や各支援団体の取組事例等の紹介を行うことで、孤独・孤立対策の取組ノウハウを横展開し、県内の取組を強化していくことを目指す。

3点目は包括的な情報発信である。自殺やひきこもり、生活困窮等の様々な問題を孤独・孤立というテーマで包括的に発信することにより、県民の孤独・孤立に関する関心を喚起し、理解を深めることを目指す。

上記の目的意識を踏まえ、官民連携での活動、情報共有、情報発信等を行うための連携プラットフォームを目指すこととした。

4-2-5 連携プラットフォームが目指す姿

目指す姿	県、市町村、NPO 等の支援団体間での「連携強化」、横断的な「情報共有」、包括的な「情報発信」を行うことを目的に、官民連携での活動、情報共有、情報発信等を行うための連携プラットフォームを目指す。
------	---

(イ) 連携プラットフォームの機能

前述の連携プラットフォームの設立目的、目指すべき姿を踏まえ、岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいては、特にこれまで有機的な連携ができていなかった行政機関と NPO 等支援団体の相互理解を深め、効果的に連携することに主眼が置かれた。

孤独・孤立問題への具体的な事業や対策は基礎自治体単位、エリア単位で取り組むことになるため、そういった取組をバックアップするための役割を果たす機能が期待されている。

岐阜県における連携プラットフォームの機能は下図のとおりである。

4-2-6 連携プラットフォームの機能

目的	機能	概要
県、市町村及び NPO 等の支援団体間の「連携強化」	連携した支援の提供	<ul style="list-style-type: none"> 県、市町村、NPO 等間のネットワークを強化し、複雑な悩みを抱える人へ連携した支援を提供。
	連携した取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県の孤独・孤立対策の取組方針や施策の方向性等の策定 連携プラットフォームにおける連携事業の企画・実施 連携プラットフォーム参加団体による「分科会」を設立し、分野横断型テーマへの勉強会等を実施（必要に応じて実施）。
横断的な「情報共有」	関係機関間の情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 国や県、市町村、NPO 等の孤独・孤立対策に関する情報を相互共有。
	各支援窓口の取組事例や課題の共有	<ul style="list-style-type: none"> 支援窓口における取組の好事例や課題を共有することで、他の支援窓口で活用。
包括的な「情報発信」	孤独・孤立対策の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 様々な取組を「孤独・孤立対策」の包括的なテーマで情報発信することで、県民の理解促進を図る。

(ウ) 組織形態

岐阜県には、県庁内の連携会議体として、2021（令和3）年度に設置された「岐阜県孤独・孤立対策庁内連携会議」が存在するが、市町村や NPO 等の民間支援団体とより効果的な連携を推

進し、孤独・孤立に取り組む様々な関係団体が参画できるように「岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を新設した。

(エ) 参加団体及びその選出方法

岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの参加団体は、国の孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを参考にして、「幹事団体」と「一般団体」で構成することとした。

連携プラットフォームに主体的に参画し、提言する能力を有する県内の主要な市町村や中核的な支援団体を幹事団体とすることで、連携プラットフォームにおける活動や情報発信への積極的な参画を促し、支援団体の知見や発信力を最大限に発揮してもらうことを期待している。

なお、連携プラットフォームの目的、活動内容及び参加団体の入会要件は「岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約」及び「岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム入会規則」によって規定している。規約類を定めることにより、連携プラットフォームへの参加を希望する一般団体の要件や参加手続きを明確化した。

① 幹事団体

幹事団体は、岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの中でも「プラットフォーム会議」を構成し、活動方針等の検討を担うことを期待する団体である。したがって孤独・孤立に関連する各分野において県内で中核的な役割を担っており、連携プラットフォーム活動に主体的に取り組んでもらうことが可能な団体や市町村を県が選定した。

第1回岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会議（後述）が開催された2023（令和5）年2月27日時点において、幹事団体は12団体で構成されている（岐阜県地域福祉課が事務局となり、連携プラットフォーム全体の運営・企画、幹事団体の候補選定、一般団体の募集・審査を実施。）。

プラットフォーム会議の具体的な構成団体（幹事団体）は以下のとおりである。

4-2-7 「プラットフォーム会議」の構成団体（幹事団体）

幹事団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岐阜県民生委員児童委員協議会 ・ 岐阜市 ・ 神戸町 ・ 岐阜市生活・就労サポートセンター ・ 一般社団法人よりそいネットワークぎふ ・ 特定非営利活動法人ぎふ NPO センター ・ 岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター ・ 一般社団法人岐阜県助産師会 ・ 一般社団法人ぎふ学習支援ネットワーク ・ 特定非営利活動法人岐阜いのちの電話協会 ・ 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 ・ 岐阜県（地域福祉課が事務局を担当）
------	--

② 一般団体

一般団体は、上記「プラットフォーム会議」と連携して孤独・孤立に関連する様々な取組に参画することを期待しており、県内の市町村、社会福祉協議会、NPO 法人等民間支援団体等関係団体から幅広く参画を募った。一般団体は、行政機関（県、市町村）もしくは幹事団体からの推薦を要件と

し、事務局の審査を経て入会が認められることとした。入会の具体的な要件については規約及び入会規則の中で定めている。

2023（令和5）年3月9日時点で、プラットフォーム会議メンバーを除き市町村40、社協42、NPO等支援団体70の計152団体が参画している（幹事団体を含めると、県1、市町村42、社協43、NPO等支援団体78の合計164団体）。

参加団体の一覧は以下のとおりである。

4-2-8 岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム加入団体一覧

(2023(令和5)年3月9日時点)

全体 No.	区分 No.	区分	団体名	幹事 団体
1	1	NPO等 (78)	(特非) 岐阜いのちの電話協会	○
2	2		(一社) よりそいネットワークぎふ	○
3	3		(一社) ぎふ学習支援ネットワーク	○
4	4		(一社) 岐阜県助産師会	○
5	5		岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター	○
6	6		岐阜市生活・就労サポートセンター	○
7	7		岐阜県民生委員児童委員協議会	○
8	8		(特非) ぎふNPOセンター	○
9	9		(福) 大垣市社会福祉事業団	
10	10		(公財) 岐阜県国際交流センター	
11	11		(公社) ぎふ犯罪被害者支援センター	
12	12		(特非) Mama's Café	
13	13		(特非) ぎふ多胎ネット	
14	14		(特非) まあーる	
15	15		岐阜キッズな(絆) 支援室	
16	16		地域たすけあいの会	
17	17		(一社) 日本少子化対策ネットワーク	
18	18		(一社) いび森のようちえん こだぬき	
19	19		(一社) よだか総合研究所	
20	20		CODE for Gifu	
21	21		(特非) キッズスクエア瑞穂	
22	22		(特非) チャイルドラインぎふ	
23	23		(特非) 泉京・垂井	
24	24		(一社) Candeed	
25	25		みんなの「青い手」	
26	26		(特非) フードバンクぎふ	
27	27		岐阜県臨床心理士・公認心理師協会	
28	28		(一社) えな健幸生活支援隊	
29	29		(特非) ふれあいの家	
30	30		岐阜県地域包括・在宅介護支援センター協議会	
31	31		(公社) 認知症の人と家族の会 岐阜県支部	
32	32		(株) くらしケア	
33	33		(株) 代吉	
34	34		Man to Man Animo(株)	
35	35		(特非) かがやけ安八	
36	36		(特非) ほっとらいふワークス ここくらす	
37	37		(特非) つむぎの森	
38	38		シングルマザーとその子どもたちの会～freely～	
39	39		(特非) とーたす	
40	40		(特非) グラシアス	

全体 No.	区分 No.	区分	団体名	幹事 団体
41	41	NPO等 (78)	(特非)スマイルBasket	
42	42		(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	
43	43		(特非)ぎふ難聴者協会	
44	44		(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	
45	45		岐阜県自閉症協会	
46	46		(福)飛騨慈光会 ひだ障がい者総合支援センターぷりずむ	
47	47		(特非)仕事工房ポポロ	
48	48		(特非)アースアズマザー岐阜	
49	49		西濃地域ひきこもる子どもを持つ家族会	
50	50		(一社)サステイナブル・サポート	
51	51		岐阜県難病団体連絡協議会	
52	52		(医)杏野会 各務原病院	
53	53		各務原病院依存症治療グループアローズ	
54	54		各務原病院依存症基本教育ベクトル	
55	55		(特非)岐阜ダルク	
56	56		(特非)岐阜県断酒連合会	
57	57		多胎児サークル G・ツインズ	
58	58		(特非)えん	
59	59		(特非)岐阜空き家・相続共生ネット	
60	60		防災災害子ども支援 チームひまわり	
61	61		てにておラジオ	
62	62		ひとり親ピアサポート 団体「ひとり親Cheers」	
63	63		ペーパーリーフアート 倶楽部	
64	64		リレー・フォー・ライフ・ジャパン岐阜実行委員会	
65	65		楽笑会	
66	66		(一社)岐阜県訪問看護ステーション連絡協議会	
67	67		岐阜市筋トレサポーター協議会	
68	68		(特非)授業改革学会	
69	69		小さな声から未来をつくる会	
70	70		(認定・特非)人と動物の共生センター	
71	71		生命の宿木	
72	72		岐阜ドレミファの会(KHJ全国引きこもり家族会連合会岐阜支部)	
73	73		(特非)みんなで子育てドロップス	
74	74		(一社)セカンドベース東濃	
75	75		(特非)つなぐわ	
76	76		岐阜県児童福祉協議会	
77	77		(特非)あゆみだした女性と子どもの会	
78	78		(特非)飛騨高山わらべうたの会	

全体 No.	区分 No.	区分	団体名	幹事 団体
79	1	社協 (43)	岐阜県社会福祉協議会	○
80	2		岐阜市社会福祉協議会	
81	3		大垣市社会福祉協議会	
82	4		高山市社会福祉協議会	
83	5		多治見市社会福祉協議会	
84	6		関市社会福祉協議会	
85	7		中津川市社会福祉協議会	
86	8		美濃市社会福祉協議会	
87	9		瑞浪市社会福祉協議会	
88	10		羽島市社会福祉協議会	
89	11		恵那市社会福祉協議会	
90	12		美濃加茂市社会福祉協議会	
91	13		土岐市社会福祉協議会	
92	14		各務原市社会福祉協議会	
93	15		可児市社会福祉協議会	
94	16		山県市社会福祉協議会	
95	17		瑞穂市社会福祉協議会	
96	18		飛騨市社会福祉協議会	
97	19		本巣市社会福祉協議会	
98	20		郡上市社会福祉協議会	
99	21		下呂市社会福祉協議会	
100	22		海津市社会福祉協議会	
101	23		岐南町社会福祉協議会	
102	24		笠松町社会福祉協議会	
103	25		養老町社会福祉協議会	
104	26		垂井町社会福祉協議会	
105	27		関ヶ原町社会福祉協議会	
106	28		神戸町社会福祉協議会	
107	29		輪之内町社会福祉協議会	
108	30		安八町社会福祉協議会	
109	31		揖斐川町社会福祉協議会	
110	32		大野町社会福祉協議会	
111	33		池田町社会福祉協議会	
112	34		北方町社会福祉協議会	
113	35		坂祝町社会福祉協議会	
114	36		富加町社会福祉協議会	
115	37		川辺町社会福祉協議会	
116	38		七宗町社会福祉協議会	
117	39		八百津町社会福祉協議会	
118	40		白川町社会福祉協議会	
119	41		東白川村社会福祉協議会	
120	42		御嵩町社会福祉協議会	
121	43		白川村社会福祉協議会	

全体 No.	区分 No.	区分	団体名	幹事 団体
122	1	市町村 (42)	岐阜市	○
123	2		大垣市	
124	3		高山市	
125	4		多治見市	
126	5		関市	
127	6		中津川市	
128	7		美濃市	
129	8		瑞浪市	
130	9		羽島市	
131	10		恵那市	
132	11		美濃加茂市	
133	12		土岐市	
134	13		各務原市	
135	14		可児市	
136	15		山県市	
137	16		瑞穂市	
138	17		飛騨市	
139	18		本巣市	
140	19		郡上市	
141	20		下呂市	
142	21		海津市	
143	22		岐南町	
144	23		笠松町	
145	24		養老町	
146	25		垂井町	
147	26		関ヶ原町	
148	27		神戸町	○
149	28		輪之内町	
150	29		安八町	
151	30		揖斐川町	
152	31		大野町	
153	32		池田町	
154	33		北方町	
155	34		坂祝町	
156	35		富加町	
157	36		川辺町	
158	37		七宗町	
159	38		八百津町	
160	39		白川町	
161	40		東白川村	
162	41		御嵩町	
163	42		白川村	
164	1	岐阜県	岐阜県	○

4-2-9 岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約

岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約

(名称)

第1条 本会は、「岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」と称する。

(目的)

第2条 本会は、本県の孤独・孤立対策に取り組む多様なNPO等支援組織と行政機関との複合的な官民の連携を強化することにより、孤独・孤立対策の取組みの推進につなげることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 県、市町村及びNPO等支援組織間の連携強化
- 二 分野横断的な情報共有
- 三 包括的な情報発信
- 四 その他本会の目的を達成するために必要な活動

(事業年度)

第4条 本会の事業年度は、4月1日から3月31日までとする。

(会員等)

第5条 本会は、本会の目的に賛同し、本規約を順守する、幹事団体及び一般団体により組織する。

一 幹事団体

孤独・孤立対策に関連する分野において県内で中核的な役割を担い、かつ、本会の活動に主体的に取り組むことが可能な行政機関及びNPO等支援組織

二 一般団体

前号以外の孤独・孤立対策に関連する取組みを行う行政機関及びNPO等支援組織

(入会)

第6条 本会の幹事団体として加入候補となっている団体は、事務局へ幹事団体加入内諾書（別添様式）を提出するものとする。

2 新たに本会の一般団体を希望するものは、別に定める入会申込書を事務局に提出するものとし、事務局において入会が適切であると認める場合に、会員となることができる。

(会費)

第7条 会費は徴収しない。ただし、プラットフォーム会議において必要と認められるときは、本会の運営に必要な実費の負担を会員に求めることができる。

(退会・除名)

第8条 一般団体が本会を退会しようとする場合は、退会の意志を書面により事務局に届け出て、任意に退会することができる。また、会員が次の事項のいずれかに該当するときは、該当団体等に事前に弁明の機会を与えた上で、プラットフォーム会議の議決を経て除名することができる。

- 一 1年以上、連絡がとれない場合
- 二 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき
- 三 会員が解散又は営業を停止したとき
- 四 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- 五 その他本会の運営に当って重大な支障が生じると認められたとき

(プラットフォーム会議の構成)

第9条 本会の幹事団体により構成するプラットフォーム会議を設置する。

(プラットフォーム会議の機能)

第10条 プラットフォーム会議は、この規約に別に定めることのほか、次の事項を議決する。

- 一 本会に関する規定の策定・改廃
- 二 幹事団体の選出・退会
- 三 一般団体の除名
- 四 その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(プラットフォーム会議の開催)

第11条 プラットフォーム会議は、必要の都度、幹事団体又は事務局の要請により開催する。

- 2 議長は原則選出しないが、必要に応じて出席会員の互選により選出することができる。
- 3 プラットフォーム会議には、必要に応じて幹事団体以外の者の出席を求めることができる。

(プラットフォーム会議の定足数)

第12条 プラットフォーム会議は、幹事団体の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

2 前項の出席者には、表決の委任をしたものも含む。

(プラットフォーム会議の決議)

第13条 プラットフォーム会議の議事は、議決に加わることのできる出席会員の3分の2以上の賛成により決定する。

2 議長は採決に加わることができない。

3 プラットフォーム会議に出席しない幹事団体は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって出席する幹事団体を代理人として表決を委任することができる。

4 プラットフォーム会議の議事に対して、電子メールによる意思表示もできるものとする。電子メールにより一つ以上の議案に対して賛否の意思表示を行った幹事団体については、出席会員として数える。

5 前条第1項の規定にかかわらず、幹事団体の3分の2以上が書面又は電磁的記録により賛成の意思表示をしたときは、プラットフォーム会議の決議があったものとみなす。

(議案の提案権)

第14条 プラットフォーム会議への議案は幹事団体又は事務局が提案する。

(事務局)

第15条 本会の事務の執行を円滑におこなうため県地域福祉課に事務局をおく。

(分科会等)

第16条 活動の必要に応じて、本会に会員の一部により組織された分科会等を設置することができる。

附 則

この規約は、令和5年2月27日より施行する。

(別添)

岐阜県孤独・孤立対策
官民連携プラットフォーム事務局 御中
(岐阜県地域福祉課)

令和 年 月 日

幹 事 団 体 加 入 内 諾 書

岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの幹事団体に加入することを内諾します。

団体名 _____

代表者役職・氏名 _____

4-2-10 岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム一般団体入会規則

岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム一般団体入会規則

(目的)

第1条 この規則は、岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「本会」という。）規約第6条第2項及び第8条の規定に基づき、本会の一般団体としての会員の入会及び退会に関し（行政機関及び社会福祉協議会は除く）、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

第2条 本会の会員として入会しようとする団体等からは、別紙1（入会申込書）及び別紙2（県・市町村・幹事団体からの推薦書）の提出を求めることとする。

- 2 前項の入会申し込みに対しては、事務局において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。
- 3 前項の入会の可否の決定に当たっては、主に以下の点を確認する。
 - 一 団体等の活動が孤独・孤立対策の推進に関連があること
 - 二 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと
 - 三 幹事団体の推薦があること
- 4 入会できる団体等は、NPO、社会福祉法人、財団法人、社団法人、任意団体、民間企業などとし、個人での入会は認めない。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第3条 本会の会員は、本会の管理する会員名簿に登録する。

- 2 前条の入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、当該会員は、遅滞なく別紙3（変更届）を事務局に提出しなければならない。
- 3 会員名簿に登録された会員に関する情報については、原則、会員同士で共有されるとともに、公開されるものとする。

(退会事由及び手続)

第4条 会員は、別紙4（退会届）を提出して、任意に退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

- 2 本会規約第8条の定めにより、本会から除名された場合、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

(再入会)

第5条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項の再入会申込に対しては、事務局において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は再入会を認めないこととする。

(改 廃)

第6条 この規則の改廃は、軽微な内容を除き検討会の決議をもって行う。

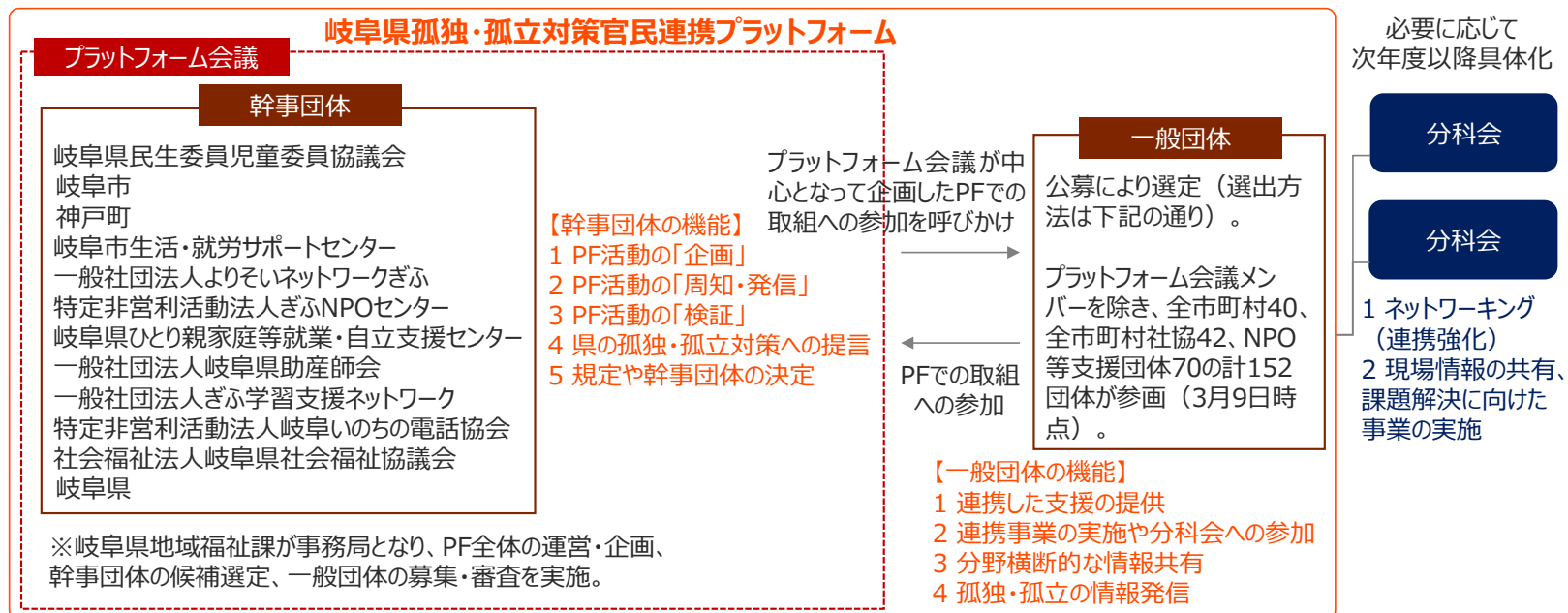
附 則

この規程は、令和5年2月27日から施行する。

(オ) 連携プラットフォームの概要

岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの概要は以下のとおりである。

4-2-11 岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの概要



幹事団体の主な機能の概要	一般団体の主な機能
<ul style="list-style-type: none"> ● 連携プラットフォーム活動の「企画」 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 連携プラットフォームにおける孤独・孤立対策の「活動方針」や「施策の方向性」等を検討。 ✓ 連携プラットフォーム参加団体で実施する連携事業等を企画。 ● 連携プラットフォーム活動の「周知・発信」 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 連携プラットフォーム活動について積極的に周知・発信。 ● 連携プラットフォーム活動の「検証」 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 当該年度の連携プラットフォームの活動実績や取組内容を検証。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 連携した支援の提供 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 連携プラットフォーム参加団体の連絡先や活動概要等を共有し、複雑な悩みを抱える方へ相互連携した支援を提供。 ● 連携事業の実施や分科会への参加 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 幹事団体が企画する連携事業の実施 ✓ 連携プラットフォーム参加団体同士が、相互に工夫・企画する連携事業を自由に実施。 ● 分野横断的な情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 連携プラットフォーム参加団体間の積極的な情報共有 ● 孤独・孤立の情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 支援窓口の取組を「孤独・孤立」という包括的なテーマで情報発信することにより、県民への理解促進。

(カ) 連携プラットフォーム会合の概要

2023（令和5）年2月27日に幹事団体が集まり、第1回岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会議を開催した。開催概要は以下のとおりである。

4-2-12 第1回岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会議の概要

開催日時	2023年2月27日10時00分～11時00分	
場所	岐阜県庁会議室	
出席者	参加団体 (幹事団体)	岐阜県民生委員児童委員協議会 岐阜市 神戸町 岐阜市生活・就労サポートセンター 一般社団法人よりそいネットワークぎふ 特定非営利活動法人ぎふ NPO センター 岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター 一般社団法人岐阜県助産師会 一般社団法人ぎふ学習支援ネットワーク 特定非営利活動法人岐阜いのちの電話協会 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 岐阜県
	オブザーバー	株式会社日本総合研究所
議題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの概要 ・ 加入団体の紹介 ・ 岐阜県の孤独・孤立実態把握調査結果 ・ 支援を届けるための研修の実施結果 ・ 意見交換 	



第1回岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会議では、幹事団体から今後の連携プラットフォームを通じた活動を担っていくことについての決意表明がなされた。同時に、岐阜県に対しても、活動を形骸化させることなく、具体的な活動につなげるために連携プラットフォームの積極的な運用を期待するという意見が出された。

(キ) 連携プラットフォーム設立手順

① 庁内検討体制

岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設立に向けた検討は、「地域共生社会の実現」に向けた取組や福祉分野の企画を行う健康福祉部地域福祉課が担当した。

限られた期間の中で関係各課や民間団体の意見を踏まえた検討を進める必要があったため、健康福祉部長の下で地域福祉課が中心となって検討を進め、連携プラットフォームの参加団体や機能等を正式に決定した。

② 連携プラットフォーム設立の手順

岐阜県は6つの手順で孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設立した。

4-2-13 連携プラットフォーム設立までの手順

岐阜県にてPFの素案検討・作成

- NPO等の民間支援団体等へのヒアリングを実施。関係機関が連携して孤独・孤立に取り組んでいく上での課題やPFに求められる役割、機能を整理。
- 上記の役割・機能を担うために最適なPFの構成、運営方法を検討。

関係団体との意見交換会の開催

- PFの中核として期待される関係団体を集めて意見交換会を実施。
- ヒアリング結果等を踏まえてPFに求められる役割、機能（仮説）を取りまとめ、関係団体と意見交換。

PF設立準備会の開催

- 意見交換会の結果を踏まえ、幹事団体候補を集めて、プラットフォームの役割、機能に関する本格検討を実施。
- PFの機能、役割、幹事団体について関係団体と合意。

一般団体の募集開始

- 設立準備会での合意を踏まえ、PF設立を具体化（規約策定等）。
- 幹事団体や県内の市町村、県関係課を通じて、一般団体の募集を開始。

第1回PF会議の開催

時期	2023/2/27 10～11時
場所	岐阜県庁内
参加者	PF幹事団体 オブザーバー：日本総研
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> • 活動方針、参加団体の説明、幹事団体からの決意表明 • 実態把握調査、研修の実施結果の報告

孤独・孤立対策の推進、PF立ち上げを周知

- 第1回PF会議の開催に合わせてプレスリリースを行い情報発信。

1つ目の工程は、担当課である地域福祉課が中心となって NPO 等の民間支援団体等へのヒアリングを実施し、関係機関が連携して孤独・孤立に取り組んでいく上での課題や連携プラットフォームに求められる役割、機能を整理し、最適な連携プラットフォームの構成、運営方法を検討した。

2つ目の工程は、地域福祉課で検討した連携プラットフォームに求められる機能、役割（仮説）をもとに、関係団体との意見交換会を実施した（2022（令和4）年12月1日）。意見交換会では連携プラットフォームの中核を担うことを期待される関係団体を集め、意見聴取した。

3つ目の工程は、意見交換会での検討結果を踏まえて、連携プラットフォームの機能、役割（仮説）を精査し、意見交換会に参加した関係団体を中心に連携プラットフォームの幹事団体候補となる団体を集め、連携プラットフォーム設立準備会を開催し（2022（令和4）年12月28日）、本格検討を実施した。設立準備会においては参加団体と連携プラットフォームの機能、役割、幹事団体の大枠について合意した。

4つ目の工程では、設立準備会での合意を踏まえ、規約等（前述のとおり）を作成し、一般団体の募集を開始した（2023（令和5）年1月中旬）。

一般団体の参加募集開始から一定期間をおいて、5つ目の工程として、第1回岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会議を開催した（2023（令和5）年2月27日）。

6つ目の工程では、開催に合わせてプレスリリースを行い、情報発信を行った。

（ク） 連携プラットフォーム形成における課題と工夫

岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム形成にあたって生じた課題とそれを克服するために岐阜県が実施した工夫は以下のとおりである。

岐阜県の連携プラットフォーム形成の特徴は、県内で中核的な役割を担っている団体を幹事団体として選定し、連携プラットフォームでの活動を主体的に担うこととしている点である。中核団体を上手く巻き込むことで、実効的な議論を迅速に実施することが可能となった。同時に、県下の市町村とのネットワークを活用することで幅広く一般団体を募集し、それらの一般団体とのスムーズな連携も可能としている。

4-2-14 連携プラットフォーム形成にあたって生じた課題と工夫

課題	工夫
県内の中核的支援団体の巻き込み（幹事団体設定）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携プラットフォームに幹事団体を設定（前述のとおり）。 ・ 連携プラットフォームに主体的に参画し、提言する能力を有する県内の主要な市町村や中核的な支援団体を幹事団体として岐阜県が選定。 ・ 中核的な支援団体を幹事団体に位置づけることで、連携プラットフォームにおける活動や情報発信への積極的な参画を促し、支援団体の知見や発信力を最大限に発揮してもらうことが期待できる。
県下の全市町村を巻き込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県下の市町村とは定期的に意見交換会や国の動向等の共有を行い、協力的な関係を構築。一般団体の応募には市町村からの推薦も受けており、連携プラットフォームでのスムーズな連携も期待できる。
スピード感をもって連携プラットフォームの役割、機能、運営方法を検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事団体候補となる中核的な支援団体等に対するヒアリングや意見交換会を実施し、民間団体の抱える課題を踏まえて、連携プラットフォームに求められる役割、機能を整理。

課題	工夫
	<ul style="list-style-type: none"> 幹事候補団体に連携プラットフォームの役割、機能、運営方法の検討段階から参画してもらうことで、限られた期間での役割、機能に関するスムーズな合意、連携プラットフォーム立ち上げが可能となった。
一部団体のみで推進した方が機動的に取り組める課題については分科会を設置（予定）	<ul style="list-style-type: none"> 特定の分野（複合的な分野を含む。）や特定エリアを対象としたテーマに機動的に取り組むことができるように、次年度以降、分科会を設置することを計画している。 関連する団体の密な連携を図り、官民の連携強化、課題解決に向けた具体的な取組へとつなげることを目指す。

エ 連携プラットフォーム設立後の取組

(ア) 連携プラットフォーム関係者間の認識共有

一般団体の募集開始と併せて岐阜県では孤独・孤立対策に取り組んでおり、今後連携プラットフォームでの活動が期待される県関係課職員、市町村職員、民生委員（市町村民児協会長等）、NPO等の職員を対象として、孤独・孤立に悩む人への支援を届けるための研修会を実施した（試行的事業として実施）。研修会には約200人が参加した。

研修会では、岐阜県内で、孤独・孤立に悩む人に実際に接している人を対象として、孤独・孤立の概要や孤独・孤立に悩む人への接し方、具体的な支援につなげるための心がけ等の基本的な知識について学ぶ機会を提供した。行政職員や民生委員等は孤独・孤立問題に精通しているわけではないため、本研修を通じて孤独・孤立についての基本的な知識を獲得することができ、孤独・孤立の問題に取り組んでいく上での基本認識を共有することができた。

4-2-15 県内関係者向けの「孤独・孤立」に関する研修会の概要

タイトル	「支援を届けるための研修」
時期	2023年2月6日 14時00分～16時00分
方法	ウェビナー
対象者	県関係課職員、市町村職員、民生委員（市町村民児協会長等）、NPO等の職員 ※県関係課職員や市町村職員は福祉分野で活躍している職員等
内容	<ul style="list-style-type: none"> 孤独・孤立対策のこれから 認定NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい 理事長/内閣官房孤独・孤立対策担当室 政策参与 大西連氏 「支援を受ける」ということ 一般社団法人ぎふ学習支援ネットワーク代表理事/岐阜大学地域科学部准教授 南出吉祥氏
効果	孤独・孤立に悩む人と接する機会が多い人約200人が参加。 事後アンケートから、孤独・孤立問題の本質や相談・支援に携わる際に配慮すべきこと等が理解できたとの回答が多く見られた。

(イ) 住民への孤独・孤立対策の周知

第1回岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会議の開催に合わせて、報道機関向けにプレスリリースを行った。

第1回岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会議には報道機関3社が取材に訪れ、会議開催の翌日（2023（令和5）年2月28日）には、地元の岐阜新聞、中日新聞において会議の様子が報道された。

今後は連携プラットフォームでの活動等を岐阜県のホームページ上で情報発信し、地域住民にも孤独・孤立に関する取組について周知を進めていく予定である。

オ 今年度実施した孤独・孤立対策

今年度、岐阜県で孤独・孤立対策として実施した取組は下図のとおりである。

4-2-16 今年度実施した孤独・孤立対策の概要（試行的事業）

取組名	内容	期待される効果	実施時期
孤独・孤立実態調査	県内在住者 5,000 人を対象とした WEB アンケート、レポートイン グ	圏域別の孤独・孤立の実態把握、関係各所への情報共有	2022.12 ~2023.2
連携プラットフォーム構成員による意見交換会	県内の支援団体等との連携プラットフォームに関する意見交換	連携プラットフォームの機能、運営方法等に関する関係団体との協議	2022.12
効果的な相談支援策等の周知	県ホームページの改修に向けた検討	支援策や相談窓口一覧の効果的な掲載方法に関する検討	2022.11 ~2023.2
アウトリーチ型支援の強化	市町村職員、NPO 職員、民生委員等を対象にした研修	支援が必要な人を的確に支援につなげるためのスキルの習得	2023.2.6

岐阜県内の孤独・孤立の現状を把握するために WEB アンケート形式での実態調査を実施した。調査結果は、第1回岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会議で報告し、今後の連携プラットフォーム等を通じた活動の基礎資料として活用していく予定である。

連携プラットフォーム構成員による意見交換会は、前述のとおり連携プラットフォーム設立工程の一環として実施したものであり、連携プラットフォームの中核を担うことを期待される関係団体を集め、連携プラットフォームに求められる機能、役割について意見交換を行った。

効果的な相談支援策等の周知は、今後の岐阜県ホームページの改修に向けて、現状のホームページの課題の整理等を実施した。

アウトリーチ型支援の強化は、前述のとおり、県内関係者向けの孤独・孤立に関する研修（「支援を届けるための研修」）を開催し、孤独・孤立問題の本質や相談・支援に携わる際に配慮すべきこと等について対象者の理解を深めることができた。

カ 次年度以降予定する孤独・孤立対策

次年度以降予定している連携プラットフォームを通じた孤独・孤立対策の取組は以下の3点である。

1 点目はプラットフォーム会議の開催であり、連携プラットフォームの活動方針や県施策等への提言を募るとともに、参加団体による連携事業や分科会のテーマについての検討を進めていく計画である。

2 点目は参加団体間の活動支援であり、参加団体同士が連携した支援の提供、情報交換のサポート等を想定している。具体的には、事務局による加入団体リストの整理・共有（加入団体の活動

分野、連絡先（電話番号・メール等）、活動概要等をリスト化し、加入団体に共有することで、円滑な情報共有を図る。）や取組事例や課題の整理・共有（加入団体へ取組事例や課題を照会・整理し、他の加入団体に共有することで活用を図る。）、加入団体による連携事業（研修会、シンポジウム等）の実施等を計画している。

3点目は分科会の設置・開催であり、プラットフォーム会議等での検討結果を踏まえて分科会を必要性に応じて設置することを計画している。